

【質疑回答一覧】

質疑のあった事項に係る回答について、以下のとおりとします。

No.	質疑事項	回答事項	備考
1	5-1)閲覧用図書等納入仕様書R7 3. 納入期間 について 令和6年度は【令和6年7月1日から令和7年6月30日まで】でしたが、令和7年度は【令和7年6月1日から令和8年6月30日まで】となっています。令和7年度は別の業者が受注した場合、1カ月間は業務が重複しますが、どのように御対応されるのでしょうか。 また、納入期間を変更されたご事情等、可能ならお聞かせください。	業者変更に伴う資料の納入遅れを防ぐため、納入期間開始の令和7年6月1日から、主に見計らい図書に関しては令和6年度業者、発注図書に関しては令和7年度業者へ発注を行う予定です。	
2	5-1)閲覧用図書等納入仕様書R7 3. 納入期間 4. 業務内容(1)見計らい図書等の取扱い について 受注業者決定後、新刊見計らい図書の配本スタートまでの時間が短いため、発注者側と受注者側の協議で納入開始日を決定させていただいてもよろしいでしょうか。	受注業者決定後に、相談させていただきます。	